委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	0	知事	● 市区町村長等
2.都道府県名	福井県		
3.市区町村名	福井市		
4.届出番号	8		
5.独自利用事務の事例番 号	108-1		
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/dokujiriyoujimu.html		

執行機関名 福井市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	福井市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例(昭和61年福井市条例第17号)による重症心身障害児(者)福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		福井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第一の項福井市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例(昭和61年福井市条例第17号)による重症心身障害児(者)福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	福井市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例 第1条
事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、社会保障の趣旨に基づき、重症心身障害児(者)を介護している者又は重症心身障害児(者)に重症心身障害児(者)福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、 <u>重症心身障害児(者)の福祉の増進に寄与する</u> ことを目的とする。
独自利用事務の関連規範		福井市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例